

令和7年第3回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

令和7年6月24日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 議案第42号 物品売買契約の締結について（児童生徒用GIGAスクール端末）
日程第3 議案第44号 令和7年度本巢市一般会計補正予算（第1号）について
日程第4 議案第45号 令和7年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第5 発議第4号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第6 発議第5号 本巢市議会会議規則の一部を改正する規則について
-

本日の会議に付した事件

- 第1 諸般の報告
第2 議案第42号 物品売買契約の締結について（児童生徒用GIGAスクール端末）
第3 議案第44号 令和7年度本巢市一般会計補正予算（第1号）について
第4 議案第45号 令和7年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
第5 発議第4号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例について
第6 発議第5号 本巢市議会会議規則の一部を改正する規則について
追加日程1 発議第6号 片岡孝一議員に対する議員辞職勧告決議（動議）
-
-

出席議員（16名）

1番	吉村知浩	2番	高橋知子
3番	瀬川照司	4番	飯尾龍也
5番	片岡孝一	6番	高橋時男
7番	寺町茂	8番	澤村均
9番	高橋勇樹	10番	今枝和子
11番	高田浩視	12番	河村志信
13番	鏝本規之	14番	臼井悦子
15番	道下和茂	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	谷口博文
教育長	川治秀輝	総務部長	村澤勲
企画部長	林玲一	市民部長	加納正康
健康福祉部長	林晃弘	産業経済部長	瀬川清泰

都市建設部長 高橋君治

水道環境部長 青木竜治

教育委員会
事務局長 高木孝人

会計管理者 磯部千恵子

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長 大久保守康

議会書記 大西貞充

議会書記 廣瀬知倫

議会書記 内木雅浩

開議の宣告

○議長（道下和茂君）

ただいまの出席議員は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりでございます。

日程第1 諸般の報告

○議長（道下和茂君）

日程第1、諸般の報告を行います。

各委員会からの報告をお願いします。

議会運営委員会の報告を委員長に求めます。

議会運営委員長 今枝和子議員。

○議会運営委員会委員長（今枝和子君）

議会運営委員会から報告をさせていただきます。

令和7年6月13日、本会議終了後、本巢市役所3階第2委員会室において、第8回議会運営委員会を開催いたしました。委員会には委員6名が出席したほか、関係者に出席を求め、協議しましたが、報告すべき内容はありません。その後、道下議長の命により調査委員会を設置して調査を行いましたので、その報告をさせていただきます。

初めに、片岡孝一議員からの説明を受け、自身の至らぬ行動により市民の方々、市議会議員の皆様にも多大なる疑念と御迷惑をおかけしたことに對し謝罪を行い、今後は疑いを持たれることがないよう注意しますと反省の意を述べられました。

その後、質疑を行ったところ、委員から、行った行為について説明をとの質問に對し、片岡議員から、反省しておりますとの答弁がありました。

何に對しておわびをしているのかとの質問に對し、片岡議員から、皆様に疑われることのないよう自身の行動に注意していきますとの答弁がありました。

自身で正しいと思われる行動はあるかとの質問に對し、片岡議員から、市民の方からありがたいと言われたこともあるが、理解されなかったこともありますので、申し訳ありませんでしたとの答弁がありました。

学校の中に入りたがらない子どもの対応について、学校に何かアクションを起こしたかとの質問に對し、片岡議員から、先生ともお話ししましたが、子どもから頼まれて学校の中に入ったことが誤解を与えることになり、申し訳ありませんでしたとの答弁がありました。

保護者から頼まれて行ったのかとの質問に對し、片岡議員から、保護者の方から感謝のお手紙を頂いたりしましたが、理解いただけない方も見えるので、自分の至らぬ点だと思いますとの答弁がありました。

児童にハグをしたことは事実かとの質問に対し、片岡議員から、ハグではなく、子どもを持ち上げる行為をしましたとの答弁がありました。

高学年の児童にも行ったのかとの質問に対し、片岡議員から、行っていませんとの答弁がありました。

児童から通称名で呼ばれているが、どのような行為からそのように呼ばれるようになったのかとの質問に対し、片岡議員から、猫の鳴きまねを子どもにしていたからですとの答弁がありました。

ハグを行うことについて、間違いだと思っているのかとの質問に対し、片岡議員から、ハグのような行為については反省し、それ以降は行っておりませんとの答弁がありました。

次に、教育委員会から、学校からの聞き取り調査の結果の説明を受け、2月14日に、片岡議員からのハイタッチや教室までついてくるとの行為について保護者から困っているとの連絡を受けたため、子どもが求めている行為になるので、やめるよう学校から指導したこと。

また3月12日には、まだそのような行為が継続していることに加え、ランドセルを持ち上げ、落とす行為をやめてほしいと保護者等から連絡を受け、再度の指導に加え、学校敷地内に入らないでほしいとの指導を行ったとの報告を受けました。

その後、質疑を行ったところ、委員から、今の説明以前の行為について何か学校側で聞いているのかとの質問に対し、説明員から、ほかに聞いていることはございませんとの答弁がありました。

事例について、教育委員会ではどのような扱いとなっているのかとの質問に対し、説明員から、教育委員会内でも共有し、教育長まで報告されていますとの答弁がありました。

何かアクションを起こされたかとの質問に対し、説明員から、教育長から片岡議員にお話ししましたし、学校の教員に片岡議員の言動について注意して見るように指示しましたとの答弁がありましたとの調査委員会からの答申と調査結果を受け、議会運営委員会といたしましては、市民に疑いを持たれるような行為については厳に慎むべきとの結論に至りました。

以上、御報告いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（道下和茂君）

片岡議員、何か。

○5番（片岡孝一君）

今回、議会運営委員長からの報告をいただきましたが、私として議員の皆さんにどうしてもおわびしたい件がありますので、発言をよろしくお願いします。

○議長（道下和茂君）

発言を許可します。

演台に来て、お話してください。

○5番（片岡孝一君）

先ほど議会運営委員長からの御報告にもありました私の行動につきましては、地域見守り活動において、子どもの気持ちに寄り添いたい一心から行ったものであります。しかしながら、私の至ら

ぬ行動により、市民の方々、そして市議会議員の皆様にも多大なる疑念を抱かせ、御迷惑と御心配をおかけしましたことに際し、誠に申し訳なく、深くおわび申し上げる所存でございます。

このようなことになったのは、ひとえに私の不徳の致すところから起きたことでございます。今の私としましては、後悔の念と申し訳ないという思いの日々でございます。いずれにいたしましても、私の軽率な行動により、市民の方々、そして市議会議員の皆様にも疑念を抱かせ、御迷惑をおかけしましたことに対しましては、ここで深くおわびを申し上げます。

今後は、自身の行動にこのようなことがないようにしてまいりたいことをお誓い申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

○議長（道下和茂君）

それでは、予算決算委員会の報告を委員長に求めます。

委員長 高橋勇樹議員。

○予算決算委員会委員長（高橋勇樹君）

それでは、予算決算委員会の報告をいたします。

5月28日の本会議において当委員会に付託されました議案は、議案第44号及び議案第45号の令和7年度補正予算、計2件であります。

6月18日午後1時30分より、本巢市役所3階全員協議会室において、藤原市長、谷口副市長、各部長の出席を求め、付託案件2件の審査を行いました。

以上、予算決算委員会の報告といたします。

○議長（道下和茂君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第42号（質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第2、議案第42号 物品売買契約の締結について（児童生徒用G I G Aスクール端末）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

高橋知子議員。

○2番（高橋知子君）

初日の議会でも鏝本議員のほうから質問がありましたが、このG I G Aスクールの端末の決定に至るまでの経過、またこの機種に選定を決めたまでの流れが、第1回目の端末を購入する際には、機種についても決定の前に議会での提示があったというふうにお聞きしていますが、今回選定に至るまでの途中の段階で議会のほうに、要はこれは、今この議案は決定後のものなので、それがなかった理由をお聞かせください。

○議長（道下和茂君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

今回の選考に当たりましては、一般質問で教育長からも答弁させていただいたんですけれども、やはり子どもたちが有効に使えるようなタブレットにしたいということで、委員会等、県をまとめたGIGAスクールのプロポーザルの委員会等で専門の委員さんも踏まえて検討させていただきました。

市におきましても、やはり子どもたちが非常に使いやすいものを使いたいという思いから、iPadというものをほとんどの県内の市町が使っておりますので、これを使いたいという思いから今回iPadのほうにさせていただいたんですけれども、議会のほうに、ちょっと日にち的なものもうまいこと調整ができずに、報告すべきだったのをできなかったということで大変申し訳なく思っております。

ただ、子どもたちにやはり使えるようなものにつきましては、やはり適切に使えるような形で進めていきたいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

高橋知子議員。

○2番（高橋知子君）

教育委員会の皆様が、本当に子どもたちのことや使う学校側のことを考えて選定してくださっているのはもちろん理解しているのですが、もしこういった、ほかの事案のことでもそうかもしれないんですけれども、議案の中にこういった決定事項のような内容、それからその前に、事前に何か相談があって決められるような内容などいろいろあると思うんですけれども、多様な意見から本当に生徒の、本巢市の子どもたちのためになるような選定をするためにも、ぜひともこのような大きな内容は、議会のほうにも決定前のところで示してくださるとありがたいなというふうに思います。以上です。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鏑本議員。

○13番（鏑本規之君）

今の質疑応答の中にもあったように、この機種を決定する過程において、議会のほうに何ら報告

もなく、またそれをつかさどる教育委員会のほうにも何ら報告もなく、また経緯についての報告も何ら行われていないことについては、到底議会として納得のできることではありません。

先輩議員がよく言われる言葉の中に、議会軽視も甚だしいという言葉があります。何のために議員をしているのか、何のためにこの機種に対して採決を採るのかということについて、何の情報もなく、何の意見も言うこともできなく、そしてトップダウンのごとく賛成しよということについては到底容認できるものではありません。機種の内容について、機械がどういうことで、どういうふうの機種であれ、やはり議会の同意を得るべきであるものについて専決処分としたことについては同意しかねますので、私は反対とさせていただきます。

議員各位におかれましては、議員とは何ぞやということをよく考えて、反対の討論に賛成していただくことを切にお願いをして、反対討論とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

吉村議員。

○1番（吉村知浩君）

確かに先ほど鏗本議員が言ったように、できれば決まる前に私たちに相談していただくといいなと思いましたが、私たちが入ったからといって、子どもたちのためにならない決断になったかという、決してそうでもない。私たちは一生懸命考えて、子どもたちのためになる端末になるよう意見が言えたと思うので、また高木事務局長も、先ほど本来であれば説明すべきだったが時間がなかったのという部分の答弁がありました。これからはきちとなされると思いますし、この端末がどうか、今これを否決することの危険性は、影響は子どもたちにいくということ、これは起こった過程の問題であって、この議案自体は決して悪いものでもなく、決まったiPadというものについては子どもたちのためになるものと判断するので、これは可決すべき議案だと思いますので、賛成とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はございませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。お座りください。したがって、議案第42号 物品売買契約の締結について（児童生徒用GIGAスクール端末）は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第3 議案第44号及び日程第4 議案第45号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第3、議案第44号 令和7年度本巣市一般会計補正予算（第1号）について及び日程第4、議案第45号 令和7年度本巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを一括議題といたします。

議案第44号及び議案第45号については予算決算委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算決算委員会委員長 高橋勇樹議員。

○予算決算委員会委員長（高橋勇樹君）

それでは、報告いたします。

6月18日開催の当委員会に付託されました議案第44号及び議案第45号の補正予算について、審査の経過と結果について御報告いたします。

本案につきましては、6月18日の委員会で質疑を行いました。採決の結果、議案第44号及び議案第45号については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告といたします。

○議長（道下和茂君）

議案第44号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

予算決算委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

澤村議員。

○8番（澤村 均君）

今補正予算について、一言だけ反対の意見を述べさせていただきます。

災害対策車両購入事業ということで、これは国の予算が70%ということで、この規模の車に一千数百万をかけるのはどうかということと、それから災害はお互いに近隣の自治体が助け合うということで、それはそれでいいんですが、この車に対して市の市債42万7,000円、また保険であったり、これからかかってくるランニングコスト、それから災害時にトイレをつけたり、椅子をつけたり、職員が専門の方がおればいいんですけど、これをてきぱきとやれるようなことが絶えずできるかという、なかなか市の職員に対する労働のほうも増えてくると思います。

よって、この予算については反対をいたします。議員の皆様におかれましても、慎重に検討して

いただくようによろしく申し上げます。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

吉村議員。

○1番（吉村知浩君）

このMARU MOB I車両ですが、一度国の予算を獲得しようとして失敗して、2度目のチャレンジということで、決してトイレだけではなく、ふだんは10人乗りのハイエースとして、公用車として使用用途があるという部分では、まだまだ可能性を秘めている車両であると思います。

確かに購入費は少し高いなと思いますが、これを高くするのも安くするのも、また私たち議員がどういう意見を言って、どういうふうにするのか、そういった部分にもかかってくるなと思いますので、ぜひ多目的に使えるこのMARU MOB I車両を入れて、より市民のため有効に使えるように、また私たち市議会議員も多く意見を届けていけるといいなと思いますので、賛成とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

鏑本議員。

○13番（鏑本規之君）

ただいま議題となっております議案第44号について、反対の立場から討論に参加させていただきます。

この予算の中において、全てのものが悪いというわけではないわけでありまして。今回、多くの議員が一般質問等々をしたわけでありまして。その中において、こういうことをしていきますよと。また、3月議会においても議員からいろんな発言があったわけでありまして。そのときにも、こういうふうにしていきますよというような答弁があったかと思っておりますけれども、こういうふうにしていきますという以上は、何らかの形でそれが予算化されていなければ、答弁自体が行われないうように取られるわけでありまして。

私の一般質問の中においても、一丸ファルコスの西側の道路工事について一般質問をしたわけでありましてけれども、そのときには仮設道路という形でもいいから道路をつなぐよというように一般質問をしたかと記憶しております。そして、答弁においては、そのようにさせていただきますという答弁だったと記憶しておるわけでありましてけれども、そのことについての予算も計上されていまして、一般質問等々、また議員からの要望等々についても予算化がされていないことについて、到底この予算を認めるわけにはいきませんので、議員各位におかれましても、一般質問で質問したことの实效性について、きちんと予算化されることを願いつつ、また私の反対の理由に理解

をしていただくことを切にお願いをして、反対討論とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はございませんか。

〔挙手する者あり〕

高田議員。

○11番（高田浩視君）

ただいまの鏝本議員の3月のときに御提案していただいた地元の者として、大変ありがたく、私もそのように早く実現を願っている一人でございますけれども、やっぱり質問をして、それを協議していただいて、国との調整、県との調整、いろいろ時間がかかることだと思います。一つ一つ執行部の皆さんにおいても前向きに進んでいただくことを僕は信じて、今やらなければいけない、今実際予算化して、すぐに予算の手当てをして、市民の安全と安心を守っていく、市民生活の向上を願っていくためには、この予算をしっかりと可決して、次のステップへ進むことが必要だと思います。

私はこの補正予算については賛成いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成多数です。お座りください。したがって、議案第44号 令和7年度本巢市一般会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決定しました。

議案第45号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛

成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。お座りください。したがって、議案第45号 令和7年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5 発議第4号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第5、発議第4号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

発議第4号については、提出者に説明を求めます。

10番 今枝和子議員。

○10番（今枝和子君）

それでは、議員発議第4号 本巢市議会委員会条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

この条例改正につきましては、現在の常任委員会及び議会運営委員会について、より効果的な業務運営を目指し、委員会の構成の見直しを図ることに加え、地方自治法の改正に鑑み、オンラインによる委員会の開催を可能とするため提案するものであります。

改正の主な内容としましては、総務企画、文教福祉、産業建設の3常任委員会を、文教福祉委員会はそのまま、総務企画委員会と産業建設委員会を統合し総務建設委員会とし、各委員定数を現行の6人から8人に改正するほか、議会運営委員会につきましては、効率性の向上、議論の質の向上から、委員定数を現行の6人から5人にするよう改正を定めるものであります。

また、デジタル化等に伴う一部改正につきましては、自然災害などの予期せぬ大規模災害や感染症などによるパンデミックに陥った場合に、議会活動を滞らせることなくオンライン会議を開催できるよう、開会方法の特例、出席者の要求等の定義を定めるために、さきに導入した議会タブレットの導入に合わせ、改正するよう定めるものであります。

何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（道下和茂君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鏑本議員。

○13番（鏑本規之君）

1点お伺いをいたします。

議会運営委員会のメンバーを6名から4名にした理由について、改めてお伺いをいたします。

○10番（今枝和子君）

5名ですね。

○13番（鏑本規之君）

5名でした。

○10番（今枝和子君）

議会運営委員会の定数は、一般的に議員定数の3分の1とされております。これは他の地方議会も同様であるところです。現在、本巢市議会の定数は16人ですので、その3分の1ということで5人ということが妥当であろうと思うからです。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

鏑本議員。

○13番（鏑本規之君）

4人じゃなくて5人ということでもありますけれども、今の答弁を聞きますと、今まで6名で行ってきたことは間違いというふうにとられるわけでもあります。けれども、議会運営委員会の置かれている立場から鑑みますと、議会運営委員会というのは議長の諮問機関であり、また執行部から提案された内容について調査する権限も与えられています。

予算については、本巢の一般会計においても200億を超えるような予算も組まれることもあるし、また特別会計においても多くの予算が組み込まれている。その内容について、またどういう形でこの予算が組み込まれているかということで議員各位のほうからも疑問があったとするなら、それを調査し、また関係職員に出席を求めて調査することもできる権限を有しています。

そのような重要な場所において、6人から5人に減らすことにおいては、到底私としては賛成することはできないと思っております。わざわざ5人にしなければいけない理由がどこにあるのかということでありまして、よそにおいては何分の1、何分の1と言っておられるけれども、他の議会等のことが前例と言われるけれども、今まで6人の議会運営委員会のメンバーがいろんなことを審議し、調査し、結果として予算を認める方向に導いてきた経緯から考えて、その結果として、今本巢市は県の中においても住みよさランキングで上位を占めている。そういう結果から踏まえても、わざわざ5人にする必要はないだろうと感ずるわけでもあります。

もし5名にするとするなら、他の議会等のことを前例と言われるとするなら、議会定数を13に減らすべきではないかというふうに感ずるわけでもありますので、その理由についてが、今の説明だけでは同意しかねますので、よろしく願いをいたします。答弁は結構でございます。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第4号については、委員会付託を省略したい

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鏑本議員。

○13番（鏑本規之君）

私は、反対の立場から討論に参加をするわけであります。

このことについては、私は提出者の中に私の名前も記載をされていますけれども、先輩議員等々から、この案件について相談をしたところ、非常に叱られました。議会運営委員会の置かれている立場というものをおまへたちはよく理解しているのかというふうで、ひどく注意を受けました。5人にする理由についても、到底理解ができないということであります。議会運営委員会の置かれている立場から感ずるにおいて、あえて5人にする必要はないかと思っております。6人で今までやってきたことについて、何ら問題もないところにおいて、何ら減らす必要はないというふうに思っておりますので、今回の発議4号については反対とさせていただきます。

議員各位におかれましても、よく考えていただきたい。また、議運という部署の重要性に鑑みて、反対のほうに賛成していただくことを切にお願いをして、反対討論とさせていただきます。終わり。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

大西議員。

○16番（大西徳三郎君）

今、反対討論がありましたけど、ずうっとこのことについては、大分前からそれぞれ議長のほうからも我々に打診もあつたりなんかしておったわけですけど、結局最終的にはこの6名の賛成者があつて出されてきたということで、十分審議されて、結果的にこのように提出されてきたということについて敬意を払いながら、私は賛成をいたします。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

河村議員。

○12番（河村志信君）

私も署名をした一議員なんですが、鏑本議員の御意見もお伺いいたしまして、いま一度、この議会運営委員会の立場というか、重要な位置づけを考えまして、まだまだ本巣市議会がいろんな課題

を抱えている、まだまだこれからいろんな改革をしていかないか途中で、やはり一人でも多くの議員の方が議会運営委員になられて、より慎重な議論をして、今後本巣市議会をよくしていくと思えば、6人でも十分に対応できるんじゃないかという思いで、反対の立場で発言をさせていただきました。以上です。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がございました。

原案に賛成の発言はございませんか。

[挙手する者あり]

飯尾議員。

○4番（飯尾龍也君）

この案に関しましては、私も賛成者であるので一言申し上げます。

いろいろ練って議論したわけですけど、議運、確かに重要でございますが、先ほど今枝議員がおっしゃったように、議員定数の3分の1、16だったら5.幾つなんですけど、それが妥当かなと。今までは通例で6人でやってきたけれど、私としては、改選後に議員定数は減らしてもいいかなという思いもありまして、今回の案に賛同します。以上です。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

賛成多数です。お座りください。したがって、発議第4号 本巣市議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6 発議第5号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第6、発議第5号 本巣市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

発議第5号については、提出者に説明を求めます。

10番 今枝和子議員。

○10番（今枝和子君）

それでは、発議第5号 本巣市議会会議規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。

この規則改正につきましては、地方自治法の改正に鑑み、市議会におけるオンラインによる委員会の開催等を可能とすることに加え、全国市議会議長会より示された改正内容に基づき、文言の整

理等を行うため提案するものであります。

改正の主な内容としましては、自然災害などの予期せぬ大規模災害や感染症によるパンデミックに陥った場合に、議会活動を滞らせることなくオンライン会議を開催できるよう運用を定めるほか、議会活動の効率化・迅速化や市民の利便性の向上を図るため、手続のオンライン化を進めるために、さきに導入した議会タブレットの導入に合わせ、改正するよう定めるものであります。

また、全国市議会議長会より示された改正内容に基づき、条文中の文言の整理、傍聴時の携帯品等の改正を行うために定めるものであります。

何とぞ御賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（道下和茂君）

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第5号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、発議第5号 本巣市議会会議規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本巣市議会に……。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

鏝本議員。

○13番（鏝本規之君）

先ほど、片岡議員から一身上の弁明を聞いたわけでありましてけれども、調査委員会のメンバーとしては到底容認できる一身上の弁明ではありませんでしたので、片岡議員に対しての議員辞職勧告決議を提出したいと思っておりますので、動議を出しますので、休憩をひとつよろしく願いいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいま発言がありました。

暫時休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（道下和茂君）

それでは、再開をいたします。

〔挙手する者あり〕

鏑本議員。

○13番（鏑本規之君）

賛成者一同を得て、議員辞職勧告決議を提出させていただきましたので、よろしくお計らいの上、お願いをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいま鏑本議員から、片岡孝一議員に対する議員辞職勧告決議の動議が提出されました。

鏑本議員、申し訳ないですが、動議の趣旨説明をお願いします。

○13番（鏑本規之君）

本人の前で結構でございますか。

前でやりますか、後ろでやりますか。

○議長（道下和茂君）

ここでいいです。まず趣旨だけですので。

○13番（鏑本規之君）

それならここで結構やね。

この趣旨においては、ただいま議会の中において片岡議員から一身上の弁明を聞いたわけであり、この内容については、私が暗記できるぐらい3回聞いております。第1回目の答弁においては、全員協議会の中での答弁であります。また、2回目の答弁は調査委員会の中での答弁であります。今回が議場の中での答弁であります。その3回聞いた中において、被害者である子どもに対する謝罪の弁が一つもなかったこと。また、一身上の弁明の中において、誤解を招くような行動については慎むという。では、誤解を招くような行動については何かという、それに対する回答は一つも得られておりません。

また、私は市民の方からこういうことがありますよという訴えがあった中において、父兄の方たちが言うことが本当に事実なのか否か、自分で調べなければいけないという男でありますので、1か月間、真桑小学校の東の点滅信号のところで、消防団が着る服を来て、背中には大きく本巣市議会議員と書いてあります。暑くても寒くてもそれを着て、それで執行部をお願いをして旗を頂いて、1か月そこに立っていました。

私の顔を知っている人が結構通るわけであり、その中において、何をしているんですかと聞かれるので、実はこれこれこういうことがありますので、それを確かめるために、また子どもの安

心・安全のためにここに立っているんですよということを言いましたところ、またそれがだんだんと父兄の方たちに知れ渡っていきまして、10日近く前後から、父兄の方たちから、また子どもの安心のために付き添ってくる人たちから、実はこれこれこういうことがあります、実はこれこれこういうことで困っていますというようないろいろなお話を聞くことができました。

ですので、今回議長の命によって調査委員会を開くことになり、調査することになったけれども、その中で言われていることと、また私が多くの父兄の方たちから聞いていることとは若干の違いがあるということでもあります。

また、学校の先生等々にも聞いたことがありますけれども、はっきりとは物は言わない。これはなぜかなあという思いをしたわけでありまして。なぜかなあという思いの中に、やはり市会議員という肩書が重くのしかかっているんだらうなあという思いをするわけでありまして。ですので、今回この市会議員という肩書がなくなれば、もっと多くの市民から片岡議員に対する苦情が出てくるだろうと思いますし、また子どもにとってのパワハラ、セクハラは、時効はあまりありませんので、いずれ警察のほうに被害届が出されるのではないかという危惧もしている中であります。

もしそうなるとするなら、本巢議会として何の手当てもしていないということになれば、この本巢議会そのものが世間から批判されることになるという思いがしております。ですので、今回議員辞職勧告決議を出させていただくことに決意したわけでありまして、賛同者を多く募るということとは控えさせていただきました。私の行動に対して、片岡議員の、また片岡議員の奥様から、お父様をこういうふうにすると後悔することになりますよというような恫喝じみたメールも来ています。そういうことを踏まえ、議員各位において迷惑がかかるなあという思いがしておりましたので、多くの議員に賛同してくださいとか、またサインをしてくださいと、署名をしてくださいというようなことはお頼みをしていないわけでありまして。

けれども、このことについて、議会として市民からの声を無視することはできないという思いから今回提出をさせていただくことでもありますので、議長においてはよろしくお計らいの上、お願いをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいま鏝本議員から、片岡孝一議員に対する議員辞職勧告決議の動議が提出されました。

この動議は、会議規則第15条の規定により、提出者の外1人以上の賛成者が必要でございます。

賛同される方は挙手願います。

[賛成者起立]

結構です。

それでは、13番 鏝本規之議員から提出されました片岡孝一議員に対する議員辞職勧告決議の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立をいたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

なお、議会運営委員長に議会運営委員会を直ちに開催するよう要請をいたします。

午前11時07分 休憩

○議長（道下和茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。片岡孝一議員に対する議員辞職勧告決議の動議を日程に追加し、追加日程1として直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、片岡孝一議員に対する議員辞職勧告決議の動議について日程に追加し、追加日程1とし、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程1 発議第6号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

追加日程1、発議第6号 片岡孝一議員に対する議員辞職勧告決議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、議席番号5番 片岡孝一議員の退場を求めます。

〔5番 片岡孝一君 退場〕

発議第6号について、提出者に説明を求めます。

13番 鏑本規之議員。

○13番（鏑本規之君）

ただいま議長から議員辞職勧告決議を議題として上げていただきました。

今回、議員たる者は市民から負託を受けたということで、議員の地位をどうのこうのということについては非常に重い責任があると思っています。過去においても議員辞職勧告決議を出したことはありますけれども、それは議員同士とのやり取りの中の云々ということの、簡単な言い方をすると、議席数の数の争いというような形の議員辞職勧告が出たことはありますけれども、今回は子どもが犠牲者となっている案件であります。

このことについて、調査委員会を設けて質疑応答をしたわけでありまして、それ以外の中においてのやり取りも結構あるわけでありまして。私のところに多くの片岡議員からのメールも来ています。また、片岡議員が子ども等々に対して抱き締めたりするような行為については、片岡議員の説明によりますと、統一教会においてはハグをすることはよしとされているというような私に対する答えもありました。私は、統一教会だから許されるということではなく、統一教会の中の教えそのものを逸脱して解釈しているのが片岡議員だと思っているわけでありまして。統一教会の教えそのものは、子どもの幸せ、人の幸せを願っての統一教会であり、人は皆家族であるというような思いの中からつくられているのが統一教会の教えだと私は教えられてきましたし、私のよく知っている統一教会の幹部の人からもそういうふうに聞かされています。宗教においては、それぞれの教えがあるけれども、全ての宗教そのものは人の幸せであり、人としての幸せだろうと思っています。神の教え、仏の教えというものも、全て人の幸せということが基本になってつくられているわけで

あります。

その中において、間違った解釈の中で、今片岡議員が行っている行動につながっていると思っ
ているわけであります。子どもに対してのパワハラ、セクハラに関することについては、された子
ども、またその父兄も、できることなら隠しておきたい内容であります。ですので、表に出てくる
のはほんの数例であろうと思っている。これは新聞等、またテレビ等の中でもよく出てくるけれど
も、言葉の表現は悪いかもしれませんが、強姦罪というので、強姦をされたということについて
の裁判等々、またそういう訴え等々についても、今回東海テレビでしたか、有名な芸能人がそう
いうことをしたということでもありますけれども、女性のほうからは正式な訴えはないわけであり
ます。裁判も行われないうのが現状であります。そういうことを鑑みたときに、今回片岡議員が
行っている行為については、議会として、また議員、私鑿本規之としても許すことはできない
と思っております。

そういう思いの中から、今回片岡孝一議員に対する議員辞職勧告決議を提出したわけであり
ます。片岡孝一議員について複数の父兄から、児童に対し、朝の通学路及び真桑小学校内で不
謹慎な行いがある旨の訴えがあり、本巢市議会として事実確認のため議会運営委員会に調査
委員会を設置し、調査委員会に関係職員等に出席を求め、片岡孝一議員に対する父兄から
の訴え、また子どもたちに何をしたのか等について質問をしたところ、今年2月だけで2
件の訴えがあり、その都度、真桑小学校教職員が片岡孝一議員に注意をしているとのこと
でした。

また、片岡孝一議員の行動について議員からの訴えもあり、道下議長も片岡議員に注意
をしています。そのことを踏まえ、調査委員会に片岡孝一議員に出席を求め、片岡孝一
議員に対する父兄等からの訴えに対する意見を求めましたが、疑われるような行動をし、
迷惑をおかけし申し訳ありませんでしたとの答弁に終始しております。委員から、疑
われるようなこととはどのようなことなのかとの問いに対しての答えはありません
でした。また、片岡孝一議員から子どもたちに対する謝罪の弁はありませんでした。
先ほどの片岡議員の一身上の弁明の中においても、子どもに対する謝罪の弁は一言
もありませんでした。

片岡孝一議員の行動は、本巢市が定めるこどもの権利条例等に鑑み、児童虐待、
女性児童に対するセクハラに該当し、本巢市議会の名誉と品位を損なう行為を看過
することはできないと思います。地域の子どもたち、地域の父兄の方たちの安心・
安全のためにも、片岡孝一議員に対し、議員辞職勧告決議を提出するものであり
ます。

議員各位におかれましては、本巢市の子どものことを思い、そしてパワハラ、
セクハラを受けた子どもたちが心に傷を持ったまま大人になったときのことを
想像し、こういうことが二度と行われぬようにするためにも、議員各位にお
いては、議員辞職勧告決議に賛同していただくことを切にお願いをして、
私の提案説明とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

鑿本議員は一度自席にお戻りください。

○13番（鑿本規之君）

質疑応答がなければあかんのやないか。質疑応答はここでやるのか。

○議長（道下和茂君）

まだ。一遍戻ってください。

ただいま除斥されております議席番号5番 片岡孝一議員から地方自治法第117条ただし書の規定により、会議に出席して発言したいとの申出があります。

お諮りします。この申出のとおり、会議に出席して発言することを許可したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会議に出席して発言することを許可することに決定しました。

それでは、議席番号5番 片岡孝一議員の入場を許可し、発言を許します。

〔5番 片岡孝一君 入場〕

○5番（片岡孝一君）

このたびは、私の至らぬ行動により子どもたちや市民の方々、そして市議会議員の皆様にも多大なる疑念を抱かせ、子どもたちにも本当に御迷惑と御心配をおかけしたことに際し、誠に申し訳なく、深くおわび申し上げる所存でございます。

議長から2度注意を受けましたので、それ以降は私も自粛し、それ以降は疑いを持たれたことはやっていませんが、今回疑いを持たれたこと、このようなことが起きたことに対して、私の不徳の致すところから起きたことでございます。

今の私としましては、後悔の念と申し訳ないという思いの日々で、自分の至らなかったことに対して本当に深く反省しております。

いずれにいたしましても、私の軽率な行動により、子どもたちや市民の方々、そして市議会議員の皆様にも疑念を抱かせ、御迷惑をおかけしましたことに対しまして、ここで深くおわび申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。今後は、そのようなことがないように、疑われるようなことがないように、私も反省して、自分の行動に今まで以上に注意して一生懸命努力しますので、よろしく願いいたします。本当に申し訳ございませんでした。

○議長（道下和茂君）

発言が終了しましたので、議席番号5番 片岡孝一議員の退場を求めます。

〔5番 片岡孝一君 退場〕

提出者、13番 鏑本規之議員は再度登壇を願います。

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

○13番（鏑本規之君）

質問がないようでありますけれども、質問がないならないで結構なんですけれども、反対する人

がもしいるとするなら、反対の討論を必ずしていただきたいと思います。議員として、自分の意思表示をきちんと表現していただかなければまずいというふうに思っていますし、今回のことについては、冒頭にお話をしたように、私に対する恫喝じみたメールも来ていることを鑑みて、しっかりと議員としての責務を果たすような形にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

そのことを踏まえて、質問があるなら質問に答えたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

高橋知子議員。

○2番（高橋知子君）

今回のこのような発議にまで至った、至る前に何度かその前の段階で、一番最初の段階で既に注意を受けたというようなお話がありましたが、正確には一番最初の段階から何回ほど片岡議員が注意を受けて、きっとそのたびに、今、片岡議員からの発言があったように謝罪をきっとされていると思うのですが、こういった繰り返しが何度行われたのでしょうか。

○13番（鰐本規之君）

何度行われたかということについての明解な数はありません。それは私も承知していない。けれども、先ほどの中にも言ったように、また委員長報告にもあるように、注意をした後だけでも、ものの1か月、30日以内にも3回も注意を受けているということを見れば、その前にもずうっと行われていた行為であろうと思うわけであります。

また、学校の先生の立場としても、なるだけそういうことについては、議員というバッジもあることでもあるし、表に出したくないということで暗黙の中の注意は数していると推測するわけがあります。もしそのことがきちんとなされていないとするなら、それは教育関係者の隠蔽というふうに取れるわけであります。けれども、私の知る限り、そういうことは学校の先生は行っていない。注意があった場合において、その都度注意をしているというふうに思っています。

また、今の一身上の弁明においても、一言付け加えられたのは、私が理由の中に述べた子どもに対する謝罪がないということについてのみ1行加えられただけであって、内容については何らそんなに変わっていないという。

私の思うのには、こういうものは世間でいうと病気なんです。欲望を満たすために、自分の心を制御できない性格の人なんです。また、自分が行っていることを悪いと思っていないんですね。こういう人は世間にたくさん見えます。ですので、性犯罪を行った受刑者においては、刑を終えて出所した後においても同じようなことを行う可能性が大であるということで、出所した後に、その地域の人たちにその情報を公開していることが徹底されて、今そういう方向に向かっていることを鑑みたときに、市議会議員として何回やっていたかということについては、数は分かりませんが、私が30日間あそこに立って、そういう関係各位の人たちからいろんな御意見を伺っている中においてだけでも、昨日今日の数ではないと思っているわけであります。

また、自分の孫が、片岡議員の顔すら知らないのに「猫じい」という言葉だけで意味が分かるんです。これは「猫じい」と呼ばれるのには、答弁の中にもあったように、猫のまねをするから、生徒の後ろから「ニャーン」と言ったりするからということで、子どもたちの中から出た愛称でありますけれども、これは敬意を表する愛称ではない。子どもたちも軽蔑する愛称だと私は理解をしている。だから、うちの孫も、ああ、あの猫じいかということなんです。

そういうことを鑑みたときに、今の質問の中にあるように、数がどうのこうのということではありませんけれども、これがもし被害届が出ていけば、1件でも犯罪となるわけでありまして。そういうことを鑑みたときに、やはり辞職勧告、議員のバッジを自ら外してほしいなあというのが思いであります。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

高橋知子議員。

○2番（高橋知子君）

片岡議員の発言の中で、謝罪文の中に、皆様に疑われるようなことをしてとか、一部の保護者の方に要は理解をしていただけないこととか、子どもに頼まれて学校に入ったが、その行為が理解していただけなかったことというような文章があったかと思うんですけれども、結局つまりは御自分の行為に関して全く自覚がないということだと思っておりますけれども、私にも覚えがあるんですが、例えば今40代半ばの私が、誰かおじさんからタッチされたところで何の不快感も感じませんが、もし私が20代前半とか若かったときに、そういうことをされたときにすごく嫌だなと思った覚えがあります。

つい最近も、たまたま二十歳ぐらいの女の子としゃべる機会があったんですが、その私たちがしゃべっているところに横からおじさんがやってきて、この服がいいねといって、おじさんがその子の服を突然触ったんですね。そのときに女の子がすごい嫌そうな顔をしたんですが、おじさんは全く気にしていない。ただ、この服どうしたのみたいな形で普通に会話をされているし、私も後で、あのときおじさんに言えばよかったと思ったんですけど、その場では、ああ、女の子が嫌そうな顔しているのに、このおじさん気づかないなあと思っただけで、その場を私自身も流してしまいました。

だけど、きっとその女の子はすごく嫌だったんだろうなというふうに思いますし、最初この発議の文書を読んだときに、何かすごく重い、欲望を満たすために嫌がる女子児童を教室まで追いかけていくという、すごい重たい文、ここまで書かなくてもというふうに一瞬思える形ですが、その女の子自身にとってみたら、すごくこういった行為、嫌だったんだろうなということを思いますが、先ほど言われた片岡議員が子どもに頼まれて学校に入ったことと、こちらに書かれている嫌だった子というのは別の子ということではよろしいのでしょうか。

○13番（鏑本規之君）

お答えをいたします。

片岡議員が子どもに行っていることについて、全て否定しているわけじゃないんです。ただ、やっている中に法に触れること、また児童に対する虐待と思われる行為をしていることが問題なんです。ですから、片岡議員そのものは自分がやっている行為を悪いとは思っていないんです。だから、話の中において、私が信ずる統一教会の中においては、こういう行為は許されていると思っているんです。

けれども、日本の法律、また日本のルールでは、子どもがそういう思いを抱くか抱かないかは別としても、そういう行為をすることにおいて、これは性犯罪であるというふうに認められている。分かりやすいことを言うなら、数がなかなか出てこないよというのは、痴漢で捕まる人の数がいかに少ないかということなんです。けれども、電車等々の中で痴漢をされている高校生等々は数え切れないほどいるけれども、それを痴漢をされたといって訴えるだけの勇気がないだけのことなんです。

ですので、このことについては証拠を出せと言われても、なかなかそれを訴える人は、堂々と私の娘はこういうことをされましたということを訴えて出るだけの勇気はないだろうと察するわけがありますけれども、ですから、議員のバッジを外せば、ある程度はそういう声はもう少し上がってくるであろうなあとと思うわけであります。

ただ、私としては数が上がってくればいいとかどうのこののじゃなくて、そういう訴えがあった事実、それが1人であれ、2人であれ、そういう被害者がいたことについて、議会としての立場として容認できることではないという思いをしておりますので、議員各位におかれましては、自分の意思、また考えをしっかりと形に表していただきたいなあとという思いであります。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

吉村議員。

○1番（吉村知浩君）

先ほど、何回注意したのかということとはちょっと分からないよという話があったと思うんですけど、弁明のときに、議長に2回注意されてからはやっていないよという話があったと思うんですが、僕も保護者の方から初め話を聞いたときに、そっと僕は教育長のほうにちょっと耳打ちをして、こうこうこういうことがあるから、本人に注意してほしいというお願いをしました。そのとき、ちょっとほかの議員からも話は聞いているので、こっちでちょっと注意をするからという話で、注意していただけたという経緯があります。

先ほど、議長から2回注意された後はやっていないよという話があったんですけど、その議長が注意をするという、ずうっと何か月も前に僕は教育長に注意をお願いしますということでお願いしたんですけど、何人の方から、僕聞いているのは校長先生も2回ほど注意した、2回目はちょっと声を荒げて注意してもらったというふうにも聞いているんですけど、何人の方から注意されたのかとか、どのくらいの期間、一番注意されてからどのくらいの期間なかなか直らなかったのかということが分かれば教えてほしいなと思います。

○13番（鏑本規之君）

お答えをさせていただきます。

片岡議員のこの一身上の弁明の中においても、議長から注意を受けた後、そういう行為はしていないという答弁がありましたけれども、私が1か月間、議長が注意した後において、1か月間あそこに立っていたわけでありましてけれども、その間にもそれに準じたような行動をしていることは父兄から私のところに来ています。

また、私のところのメール等々にもあるけれども、あなたは家から出なければ、家の屋敷から出なければそういうことをしてもいいじゃないかというメールをいただいているのに、何で駄目なんですかというようなメールも来ているんです。それは、自分のやっていることを正当化することと、あなたも許しているんじゃないですかというような思いなんです。私は、そういう思いで注意をしたわけじゃない。自分の家からもう一切出るなということを注意したわけでありまして。けれども、それもまたうがった思いをしてきて、私に対するメールが来ているという形であります。

ですので、注意を受けた後も、私は行っていると、ですから、議長に2度注意された後も行っていると確信を持っております。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第6号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

澤村議員。

○8番（澤村 均君）

私も議員になって8年間、8年前に議員というものの重大さを考えながら仕事をしてきたつもりであります。また、支持者がいて初めてこういうところに立てたわけでありまして。片岡議員も同じだと思います。

私も議会運営委員会におりまして、弁明も聞きました。何がどうあって、時系列で説明も受けました。が、しかしながら、司法に委ねるような案件であったのかということと、教育・学校関係者もそうですけど、迷うほどの事案ではなかったかなと推測するわけでありまして。

今ここでどういうふうに判断するかということ、ずうっと今、鏑本議員の話聞きながら頭の

中でいろいろ考えてみました。彼がやったことがグレーであると。最初はグレーであると。聞けば聞くほど何か黒くなってきたような気配もありましたが、私が実感というか、本当に決断をしなければならぬ立場にある以上、もう少し詳しく知り得ないと判断ができないのではないかと。ましてや議運のメンバーじゃない方は、ますます分からない部分がかかなり多々あると思います。

そこで、私はこの疑わしいままとはいいませんが、片岡議員には猛省をしていただきながら、司法の手に委ねるのではなく、今このグレーのうちなら、昔からあります疑わしきは罰せず、この一言で終わらせるにはちょっと軽過ぎますが、もう一度、いま一度冷静に考えて、もう少し慎重に皆さんの頭の中で冷静な判断を促していただきたいと思い、反対の意見とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

河村議員。

○12番（河村志信君）

賛成の立場で発言をさせていただきます。

私も昭和の生まれで、昭和の時代、もう50年以上になりますかね。その時代というのは確かに貧富の差があったり、いろんな弱者という方が見えまして、理不尽な時代があったと。それが今の令和の時代、本市においてもこどもの権利条例を定められた。子どもの人権を重んじる時代にあつて、ハラスメントという言葉は、この言葉のとおり、相手が不快な気持ちになるような行為があつてはならないと思います。ましてや弱い立場、大人に自分の気持ちを表現できない子どもたちが、そういう場に置かれておるとすれば、これは許し難いものであると私は考えます。

ましてや、我々議員は市民の方から選挙で選ばれ、負託を受けて選ばれている公職の身でございます。市民の手本となるべき議員として重大な重い責任があると私は考えております。よって、この件につきましては、私は片岡議員自らが状況を判断し、そうやって多くの方に疑いがかかっている、また不快な面を与えたとすれば、私は自ら引くものなのかなと思っております。

言葉として、是々非々という言葉がございます。いいものはいいい、駄目なものは駄目と。これが日本的に言いますと、どうも曖昧な形で済ませようとする、隠蔽という言葉もございました。事なかれ主義であつたり、物事を曖昧にするということは、やっぱり議員としてはあつてはならないと私は考えております。

そういう思いの中で、ぜひ皆さんも冷静にきちんと判断をし、この案件に関しましては、私は賛成の立場で発言をさせていただきました。以上でございます。

○議長（道下和茂君）

ただいま賛成の発言がございました。

原案に反対の発言はございますか。

〔挙手する者あり〕

高橋時男議員。

○6番（高橋時男君）

私は、議員辞職勧告決議について反対の立場で討論させていただきます。

今回出されました議員の辞職勧告決議は、議員の不祥事に対して、公職の身分にふさわしくないと思われる議員に対して、議会として意思表示をするものであります。

今回、片岡議員の行動、しかも議長に、いかなる理由があるにせよ、2度も注意を受けておりながら取った行動というのは、議員として極めて不適切で、不快に思われた子どもさんは当然のこと、ほかの議員に対しても、また議会そのものに対しても信用を失墜させる大きな事案だというふうに思っております、私も看過することはできないと考えております。

しかしながら、市民から負託を受けた議員、そして住民の意見を代弁する議員という立場であれば、その進退問題については片岡議員本人が判断をするべきであるということで、議会として辞めるという意思表示をする議員の辞職勧告決議案には反対をいたします。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

吉村議員。

○1番（吉村知浩君）

先ほども少し話をさせていただきましたが、議長から2度注意を受ける、そこに至るまで何か月もありました。初めに耳打ちで注意をして、こそっと、そこで直せばこんなに大ごとにはならなかったはずです。何度も教育長からも注意を受け、その後で2回ほど校長先生からも声を荒げて注意をして、それでも直らなくて、もうどうしたらええんやと道下さんに相談して、俺が言うわということで2度注意をした。それまでの期間というのは、僕が初めに相談したのは去年のまだ暮れ前だったと思います。何か月も直らなかった。僕もなるべく大ごとにはしらずに、一度耳打ちで注意を受けて是正していただける、そう思って教育長のほうに相談したんですが、残念ながらそういうわけにはいきませんでした。

私たちは、市民の負託を受けてここに立っています。だからこそ、議会としてそういった経緯を把握し、それがいいのか悪いのか今判断すべきだと思っています。私は、辞職勧告決議は議会として意思表示をする方法だと思っているので、この辞職勧告決議に賛成という立場で討論させていただきます。ありがとうございました。

○議長（道下和茂君）

ただいま賛成の発言がございました。

反対の発言はございませんか。

〔挙手する者あり〕

高田議員。

○11番（高田浩視君）

片岡議員におかれましては、この行動、大変問題があると私も思っております。特に教室まで入っていったというところが、大変問題があると。議員として何が適切であったのかというふうに考えたときに、やっぱり私たちはボランティアではありません。市民の税金から私たちは給料をいただいている。そういう中で、やっぱり本来すべきは、そういうことが引き続いているなら、議会とか委員会で問題を提起して、しっかりそれを解決していく。そういう道筋を立てるのが、本来彼のすべきことではなかったのかなというふうに思っています。

それと、この何回かの説明の中で、弁明の機会の中で、しっかりとした弁明というか、説明がしっかりとされていないというのは私も同意で、そこのところを彼がしっかり濁している部分は非常にあります。大変課題があると思っています。

しかしながら、やっぱり僕は高橋議員と同様で、選挙で当選されて出てきました。彼を期待する声もあると思います。現状、今、彼本人はやっていないというふうに言っています。実際に私たちの任期は残された限りですけど、やはり私たちは彼が選挙で当選されたということを非常に重んじて、彼は、まずは市民の皆様をしっかり説明をして、その信を問って、辞職といたしますか、判断に関しては自ら行うべきであって、議会として促すべきじゃないという立場で反対をさせていただきます。以上です。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がございましたが、原案に賛成の発言はございませんか。

〔「はいはい、俺、俺」と呼ぶ者あり〕

提案者や。

〔挙手する者あり〕

飯尾議員。

○4番（飯尾龍也君）

私は賛成の立場で発言をさせていただきます。

要するに性虐待、性被害というのは、そもそも日本小児学会において、年長者や立場の強い者から被害者の意思の有無に関係なく、体に触るとか、抱きつくことは性被害という形で認定されています。ということは、小さな子どもが何にも感じない状態で、ましてや先般の調査委員会において、大きい子にはやらなかったと、そうやって言われたんですね。これは僕、悪質だなと思ったんですね、はっきり言って。何も言えない、何も意思表示もできない子に対して、抱かれたりか、ハグか知らないですけど、疑われるようなことをやっているということは、もう僕はこれはおかしいなと。やられた子どもの立場になって、ああ、何か嫌だなと思っても押し返すこともない、何にも言えない、その子の気持ちも何にも考えずに、ただ一方通行で寄り添うという形でやっている行為は本当に卑劣だなあと僕は思います。はっきり言って。

だから、そういう議員ではとてもじゃないと。現状では許すことはできないと思い、賛同しております。以上です。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

寺町議員。

○7番（寺町 茂君）

私、調査委員会でも何にもなかったのですが、この文書だけで見ますと、欲望を満たすためにしたというような行動があったということを書いてありますし、片岡議員の発言では、疑念を抱くような軽率な行動だったというようなお話だけで、私たち聞いていても何も、何が行われたということが見えていないんです。どのような注意がされたということも分からない状態で、そういったことがまだ十分に分かっていない状態でこの決議をするというのは、現段階ではちょっと無理かと思って、現段階では反対させていただきます。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がございました。

原案に賛成の発言はありますか。

[挙手する者あり]

高橋知子議員。

[「何で俺やらのや」と呼ぶ者あり]

提案者や。

[「最後にやらせよ。こんなばかなことを言われておったら議員として恥ずかしいって」と呼ぶ者あり]

○2番（高橋知子君）

議員は、多様な方がいらっしゃればいいと思いますし、それぞれに負託を受けて、選ばれて出てきているということに、皆さん本当にそれぞれ責任を持って日々活動されていると思います。

そういった中で、私たちも最初にこのお話を地域の方からいただいたときに、それをもって大きく片岡議員自身の発言の中にもありましたが、とても慕ってくれている子もいる、感謝されたという文書、お手紙ももらった、そういった片岡議員を慕っている、信頼している地域の方も本当にたくさんいらっしゃることと思います。

だからこそ、最初はそんなに大ごとにならないように、そういった方を傷つけないように、個人で収まる範囲で何度か教育委員会の方とか、学校の方々が、学校の先生なども細心の注意を払って注意をされていったというふうにお聞きしています。

そういった中でここまで大きくなってきたのは、先ほど質問の中でも確認しましたが、何度も注意を受けて、そのたびに同じような謝罪を繰り返しているにもかかわらず、一番最初の全員協議会での片岡議員のお話をここにいらっしゃる皆さん聞いていらっしゃったと思いますけれども、全く自覚がない。全く自覚がないことは、あの発言を聞いて初めて私も知ったというか、そういった性格のこととか、過去の負託された状態のこととかは知らないんですが、今段階で、今現在の段階で自覚がないということは、自覚がないからこそ繰り返し繰り返し同じことを行って、その結果、何度も注意

を受けてきて、そしてこの大きな議案にまでつながったんだと思います。

ですから、そういったここまで、いきなりここに来たのではなくて、段階があったということも私たちはしっかりと見て、当然選挙で何人もの方から負託を受けてなったわけですが、その段階からもう今進んでいる、今の段階で私たちは本当に市民のために動けるのかどうか判断するべきと思います、賛成します。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論ございますか。

[挙手する者あり]

鏑本議員。

○13番（鏑本規之君）

提出者としての意見もありますけれども、ただいまの賛成・反対の討論を聞いておきますと、片岡議員よりも先に議員を辞めたほうがいいというような議員がおることになったわけでありまして。

まず議員たるものは、議員が、また問題になっている片岡議員が何をしたかということが分からないという反対の討論でありますけれども、分からなければ調べればいいんです。調べてみたけれども、その事実が見当たらないので反対をしますというなら分かる。1か月もかかって私がいろんな人の意見を聞いてきたことが信用できないとするなら、自分たちで信用できるだけの働きと行動をするのが市会議員としての使命である。

また、市会議員は法を遵守するということが定めであります。高橋時男議員のように、議員は議員の身分を自らでないと議員のバッジを外すことができない。だから、自分から外すことを願わねばということがあつて反対をしますよというような答弁なら、分からないわけでもない。けれども、事実関係が事実か否かが分からないから反対というのは、議員として、片岡議員よりも先に自分からバッジを外すことをまずお願いしたいぐらいであります。議員は、議員の立場というもの、議員の置かれている立場ということとはよく分かっているはずなんです。分からない人は議員をやる資格はないんです。

私が賛成の立場から物を言わせてもらうのは、出したから賛成じゃないんです。本巢議会としての立場でやるべきであろうということなんです。ですから、説明の中に、提案理由の最後にこのように述べているんです。

本巢議会の名誉と品位を損なう行為を、看過とは、見逃すことはできないと言っている。だから、自ら自分で片岡議員にバッジを外していくよというお願いが辞職勧告決議なんです。全員が反対したって、本人辞める気がなければ、バッジを外すことはできないんです。そのことすら分からないような賛成討論をするような議員は、私に言わせれば、即刻議員を辞めていただきたいと思う。市民の人から負託を受ける権利もなければ、市民の人からいただいている報酬をもらう権利もないと私は思っています。

ですので、議員各位においては、この議会の名誉と品位を守るために自分の思いをしっかりと

ってほしいということでもあります。ですので、提案理由の中においてでも、そのことについてきちんと意思表示をしてくれというようなことでもあります。けれども、私のこの説明の中に語っていることが信用できないと言われることについては、私は非常に不愉快でありますので、またこのことについては議長にお願いをして、きちんとした審議をしていただくことをお願いしておきます。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。

発議第6号を可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〔発言する者あり〕

賛成少数でございます。御着席ください。したがって、発議第6号 片岡孝一議員に対する議員辞職勧告決議（動議）は否決することに決定しました。

議席番号5番 片岡……。

〔「議長、発言を求めます」と呼ぶ者あり〕

はい。

○13番（鰐本規之君）

先ほどの討論の中において、私が発言したことについて疑いがあるような旨の発言がありましたことについて、私はそのような疑いを持たれることについては到底承服できませんので、一身上の弁明をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（道下和茂君）

はい、どうぞ。

一身上の弁明をするんやろう。

○13番（鰐本規之君）

だから、許可してくれなやれへんがや。

○議長（道下和茂君）

だから、一身上の弁明をするのかと聞いておる。

○13番（鰐本規之君）

はい。

○議長（道下和茂君）

それなら許可します。

○13番（鰐本規之君）

それでは、ただいまの議場の中において、私の発言等々に対して、議員としての私の立場を侮辱するような発言があったことについて、その疑いを晴らすために一身上の弁明をさせていただきます

す。

今回の私の発言の中において提案したこと、また発言したことについては、議員自ら、私自ら汗を流し、そして聞いてきて、そして発言をしているわけであります。市民の声も聞きに行かない、ただ臆測で、このことについて疑わしいから反対としますというようなことについては、到底私も議員のバッジをはめている以上、容認するわけにはいかない。何をもって私の発言が信用できないのかということを確認に表していただきたいと思っています。誰が何を言ったのか、またどういうことの訴えがあったのか、私のところに聞きも来ない、自分も汗をかかない、片岡議員がどういうことをしているのか、そういうことも調べもしないで鏝本の言っていることは信用できないからというような発言においては、到底自分としては納得ができません。

ですので、一身上の弁明という形で、自分を弁護するために言うのが一身上の弁明でありますので、私は自分の発言に対しては議員としての誇りを持って発言をしています。ですので、私は議員のバッジを外したときとつけているときは違う人格でもよしとしているんです。けれども、この神聖な議場の中で発言することにおいては、言葉一つ一つにおいて責任を持って発言をしているわけでありますので、間違った解釈をすることにおいては今後気をつけていただきたいと思っておりますし、私は自分の発言の中においては市会議員としての誇りを持って発言していますので、よろしく願いをいたします。

議長におかれましては、先ほどの不穏当発言について何らかの対応をしていただくことを切にお願いをしておきます。終わります。

○議長（道下和茂君）

ただいま鏝本議員から申出がございました。

いやしくも議員は議場において責任を持った発言をするようにと、もしそういう議員がお見えでしたら、今後は十分注意をして発言をしていただくようお願いをしておきます。

それでは、議席番号5番 片岡孝一議員の入場を許可します。

[5番 片岡孝一君 入場]

片岡孝一議員に申し上げます。

ただいまの片岡孝一議員に対する議員辞職勧告決議は否決されましたので、報告をいたします。

閉会の宣告

○議長（道下和茂君）

以上で本会議に提出された案件は全て終了しました。

これをもちまして、令和7年第3回本巢市議会定例会を閉会いたします。28日間にわたりまして大変御苦勞さまでございました。

午後0時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 道 下 和 茂

署 名 議 員 高 橋 知 子

署 名 議 員 瀬 川 照 司